

2019年1月30日

法務大臣・山下貴司殿  
文部科学大臣・柴山昌彦殿

### 法曹養成制度見直しに関する意見

国際私法学会会員有志\*

現在の法曹養成制度は到底完璧なものとは言えず、改善策を検討し、実施していくことが必要であることは疑いないところである。とはいえ、現在、巷間伝わってきているところの司法試験法の改正案を中心とする制度の変更には賛成しがたい。すなわち、現在政府で検討されているとされる方向は、法曹養成期間を短縮するとともに、そのことによる司法試験受験者の負担の増大を軽減するため、法律基本科目の基礎的理解力を重視し、司法試験論文式試験の選択科目を廃止するというものようであるが、たとえ、法科大学院教育の中で、選択科目その他の法律基本科目でない科目を選択必修とするなどして、基本科目偏重を一部是正しようとするとしても、それでは生ずるマイナスを相殺することはできず、選択科目の廃止を含む見直しが法曹養成制度の改善になるとは思われない。そもそも司法試験受験者の負担軽減ということが、果たして社会が期待する法曹養成の制度目的になり得るのかを再考すべきである。

上記のように改められた制度のもとでは、法曹を目指す学生が、法学部に進学してから司法試験に合格するまでの間は法律基本科目のみに注力するようになることは明らかであり、そのような少数の法律科目を繰り返し学習するばかりでは、今後ますます複雑化する社会において期待される役割を果たしていく法曹を生み出すことにはならないと思われる。現在の8つの選択科目のうち1つだけを受験すれば足りるという仕組みも十分とは言えない。しかし、それでも、社会に様々な法律科目を司法試験のレベルまで身に付けた法曹が存在し、異なるバックグラウンドに立脚した異なる考えを突き合わせてあるべき方向を見出すことができる可能性があることの意義は小さくはないと考えられる。

国際私法について付言すると、特に、準拠法決定・適用という狭義の国際私法は、民法等の権利義務・法律関係を規律する「直接規範」とは質的に異なるものであり、民法等の延長線上に位置づけられる国際民法等ではない。国際私法は、世界の各法域のうち、いずれの法域の法を適用すべきかという「間接規範」と呼ばれるものである。国際化がますます進むと予想される中、そのような方法を採用している国際私法を司法試験のレベル程度に理解した法曹が社会に何パーセントかは存在することは貴重であり、それがゼロになる社会は極めて危険である。

以上のことから、単純で画一的な法曹を養成する制度にしていく見直しには賛成できない。むしろ、現在の制度よりももっと多様な発想をすることができる法曹を生み出していくことが可能となる制度への改革を目指すべきである。

(注\*) この意見書は、国際私法学会の理事から学会としての意見書提出の提案に基づき、同学会理事長(道垣内正人)がファースト・ドラフトを作成し、理事・監事からの意見に基づく修正を加えた上で、国際私法学会の会員に対してemailによって一斉送信し、賛否の意思表示を求めた結果、46人賛成意見があったものである。